

第6章

スポーツ立国の実現

総論

平成23年に制定されたスポーツ基本法において、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされています。また、スポーツは、青少年の育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。スポーツ庁では、このような理念を実現するため、令和7年度的大幅改正を踏まえながら、生涯を通じたスポーツ実施の促進、学校体育の充実、運動部活動改革、パラスポーツの振興、地域・経済の活性化、国際交流・協力、国際競技力の向上といった多様な施策を、関係省庁や企業と連携しながら総合的・一体的に推進しています。

また、令和7年10月にスポーツ庁は平成27年の創設か

ら10周年を迎えました^{*1}。）スポーツ庁では、この節目を新たなスタートラインとして、我が国のスポーツの一層の振興に取り組んでいきます。



スポーツ庁創設10周年記念行事

第1節 スポーツ基本法・スポーツ基本計画とスポーツ振興財源

1 スポーツ基本法改正

スポーツ基本法が平成23年に制定されてから14年が経過し、その間、急速な少子化・人口減少、気候の変動、デジタル化の進展など、スポーツを取り巻く社会環境には大きな変化がありました。これを踏まえて、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、令和7年6月、スポーツ基本法が大幅改正され、同年9月より施行されました。

具体的な改正内容は、下記のとおりです。

① スポーツの基本理念の充実

人種、性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、スポーツに親しむことのできる機会を確保し、ウェルビーイングの向上を図ることや、健康長寿社会・共生社会の実現などが、スポーツの基本理念として新たに規定されました。

② 基本的施策の充実

まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）、デジタル技術の活用等（スポーツDX、eスポーツ等）、部活動の地域展開をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進など、基本的施策に挙げられる内容の充実が図られました。

③ スポーツ・インテグリティの確保

スポーツの公正性及び公平性（スポーツ・インテグリティ）の確保等について新たに節を設け、暴力等の防止や競技の不正操作等の防止、スポーツ団体のガバナンス確保についての規定が新設されました。

④ スポーツの振興に関する知識、人材及び資金の好循環の実現等

スポーツ活動の持続的な推進・実施に必要な知識、人材、資金の好循環を図るための施策等についての規定が盛

*1 参照： https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/soshiki2/1373916.htm

り込まれました。

以上のように改正されたスポーツ基本法（以下「改正スポーツ基本法」という。）に基づきながら、スポーツ庁では各種施策を推進しています。

2 スポーツ基本計画

「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るために定めるものであり、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指針となるものです。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」*²では、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、第2期スポーツ基本計画における「する」、「みる」、「ささえる」という視点に、①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、という「新たな3つの視点」を加え、それぞれの視点において具体的な施策を示しています。

スポーツ庁では「第3期スポーツ基本計画」に基づき、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

また、第3期スポーツ基本計画前半期を終えた令和7年度には、これまでの取組の進捗状況と課題についての評価、及び今後の施策実施の方向性をまとめる中間評価を実

施しました。この中間評価や改正スポーツ基本法の理念を踏まえて、9年度から計画年度が始まる「第4期スポーツ基本計画」の策定に向けた議論を行っています。

3 スポーツ振興財源

令和7年度のスポーツ庁のスポーツ関係予算として、約363億円を計上しました。一方、国費では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興投票とスポーツ振興基金です。

（1）スポーツ振興投票

スポーツ振興投票は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、実施されています。

スポーツ振興投票の対象となる試合の指定、くじの販売、試合結果に基づく当せん金の確定及び払戻等の業務は、日本スポーツ振興センター（JSC）にて実施し、サッカーの複数の試合結果（勝敗・得点）を対象として、購入者が自分で予想を行う「toto」、コンピュータがランダムで試合結果を選択する「BIG」に加え、サッカー又はバスケットボールの単一試合や競技会の結果を予想する「WINNER」が販売されています。

スポーツ振興投票の実施により得られる収益は、スポーツの振興を目的とする事業への助成に活用されており、令和7年度は、約223億円を地方公共団体やスポーツ団体へ配分しています（図表2-6-1）。

図表2-6-1 令和7年度スポーツ振興くじ助成金 配分額

助成区分	件数（件）	配分額
大規模スポーツ施設整備助成	6	2億5,448万
地域スポーツ施設整備助成	291	70億5,522万
総合型地域スポーツクラブ活動助成	139	2億5,600万
地方公共団体スポーツ活動助成	510	19億7,703万
将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成	104	24億5,326万
スポーツ団体スポーツ活動助成	827	39億8,781万
国際競技大会開催助成	26	63億6,511万
合 計	1,903	223億4,891万

※一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない。

（2）スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、国際競技力の向上及びスポーツの裾野拡大を図るための財源の確保を目的として、JSCに設立されています。

現在は、民間寄附金を原資とする基金の運用益に加え、国の交付金等を活用して助成事業が行われており、令和7年度は、スポーツ団体が行うトップアスリートの強化事業等に約19億円を配分しています（図表2-6-2）。

*2 参照：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

図表 2-6-2 令和 7 年度スポーツ振興基金助成金 配分額

助成活動名	件数（件）	配分額
スポーツ団体選手強化活動助成	20	9,156 万
スポーツ団体選手強化活動助成（愛知・名古屋 2026 アジア競技大会実施競技支援）	4	3,195 万
スポーツ団体大会開催助成	174	6 億 9,345 万
選手・指導者研さん活動助成（※）	—	11 億 0,000 万
アスリート助成（※）	—	
合 計	198	19 億 1,696 万

※スポーツ振興くじの収益から充当。

第 2 節 生涯を通じたスポーツ実施の促進

少子高齢化や人口減少が進み、労働力不足や社会保障費の増大が社会的課題となる中、運動・スポーツに取り組むことによる効果として、一人一人の心身の健康増進、またそれを通じた生産性の向上や就業期間の延伸が注目されています。

国民の誰もが、年齢・性別・障害の有無等にかかわらず、生涯を通じてスポーツを継続することができるようにするためには、幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージにおいて、スポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。

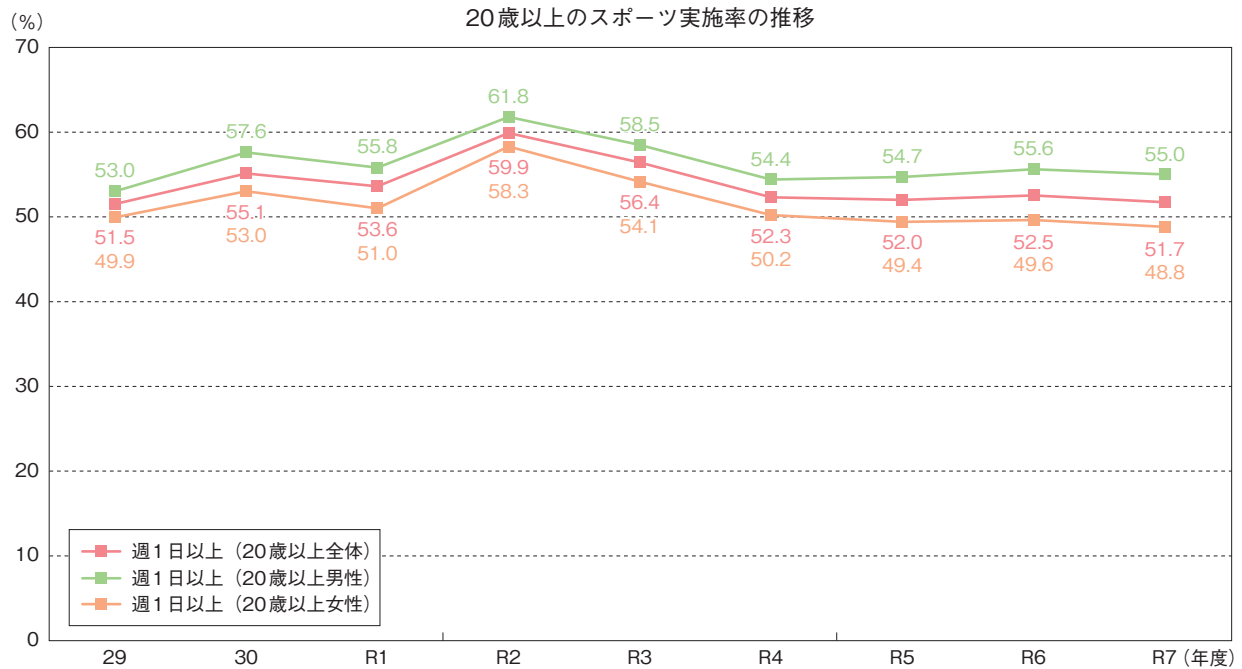
1 国民のスポーツ実施の現状

「第 3 期スポーツ基本計画」では、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を 70%程度とする目標を掲げており、また、1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 回以上実施し、1 年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指しています。令和 7 年度の調査では、20 歳以上の週 1 日以上のスポーツ実施率は 51.7%となっています。

これを性・年代別で見ると、20 代から 50 代の働き盛り世代で 40%台と特に低くなっており、男女差は、男性の実施率が 55.0%、女性の実施率が 48.8%と、女性の方が男性よりも 6.2%低く、過去最大となっています（図表 2-6-3）。

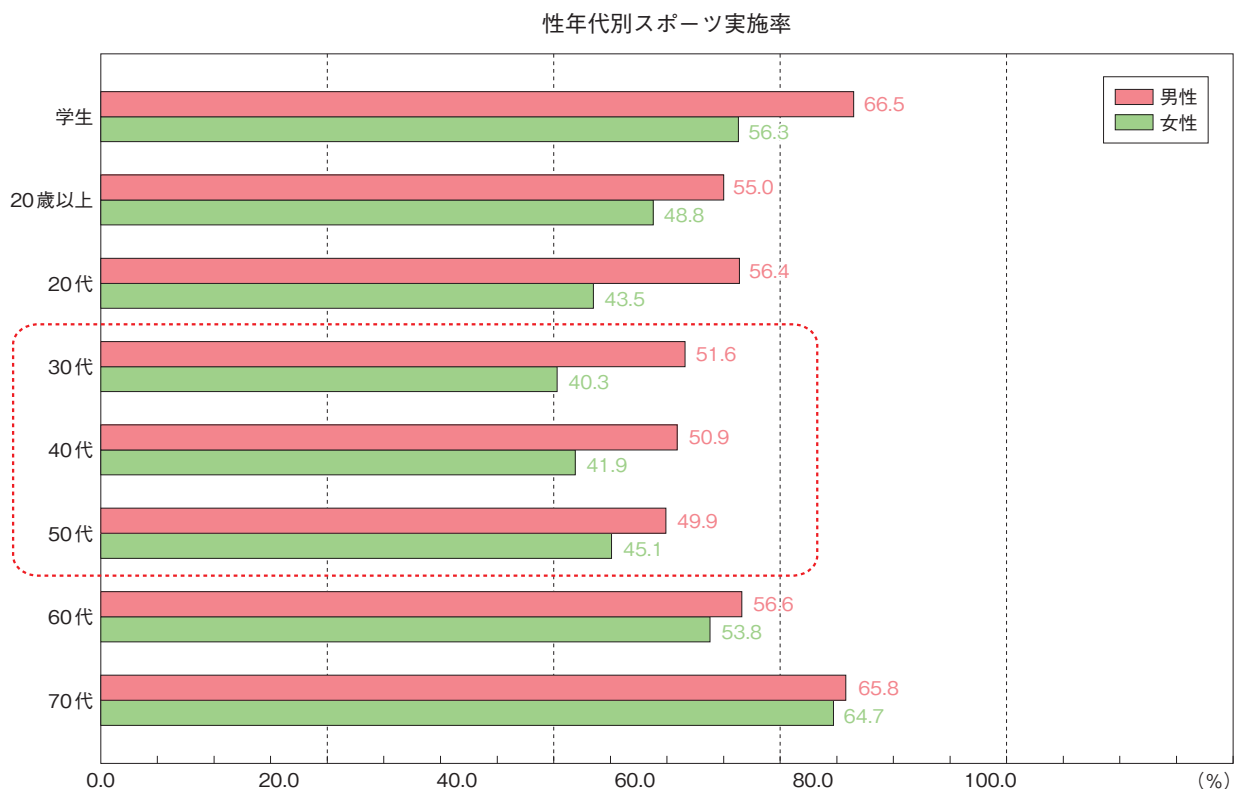
図表2-6-3

20歳以上のスポーツ実施率の推移と性年代別のスポーツ実施率



※第3期スポーツ基本計画（R4年度～8年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。

（出典）スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」



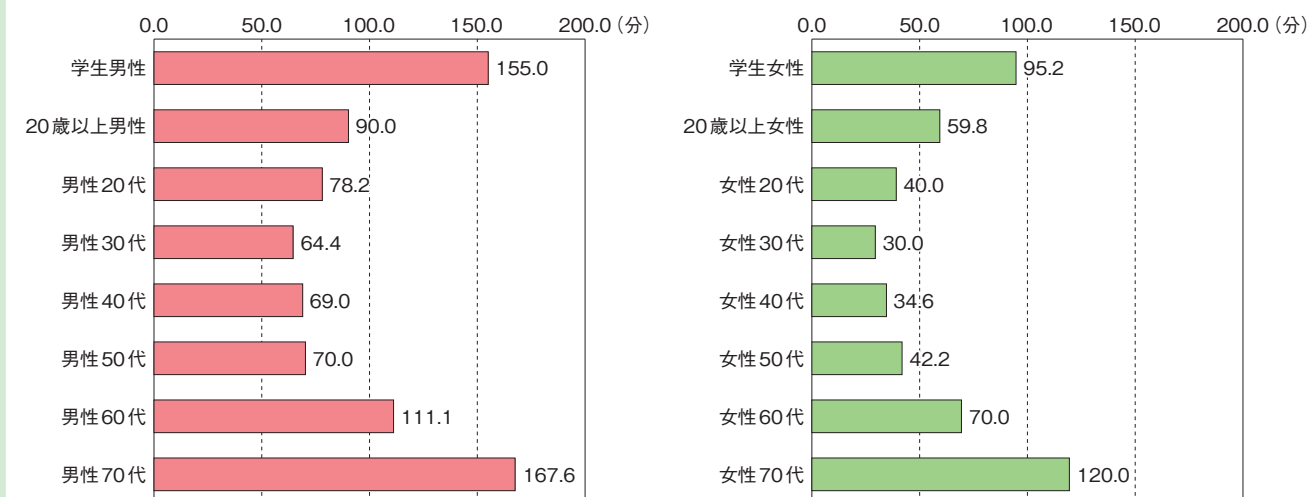
※10代は18歳、19歳のみ、学生は18～24歳

（出典）「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（令和7年度 スポーツ庁実施）より作成

また、スポーツの実施時間は1週間当たり69分（中央値）で、男性は90分、女性は60分となっています。性・年代別でみると、30代から50代の働き盛り世代の男性が

60～70分程度と短くなっており、20代から50代の働き盛り世代の女性は30～40分程度と、全世代の中でも短く、男女差は2倍近くなっています（図表2-6-4）。

図表2-6-4 運動・スポーツの実施時間



※学生の年齢範囲は18～24歳

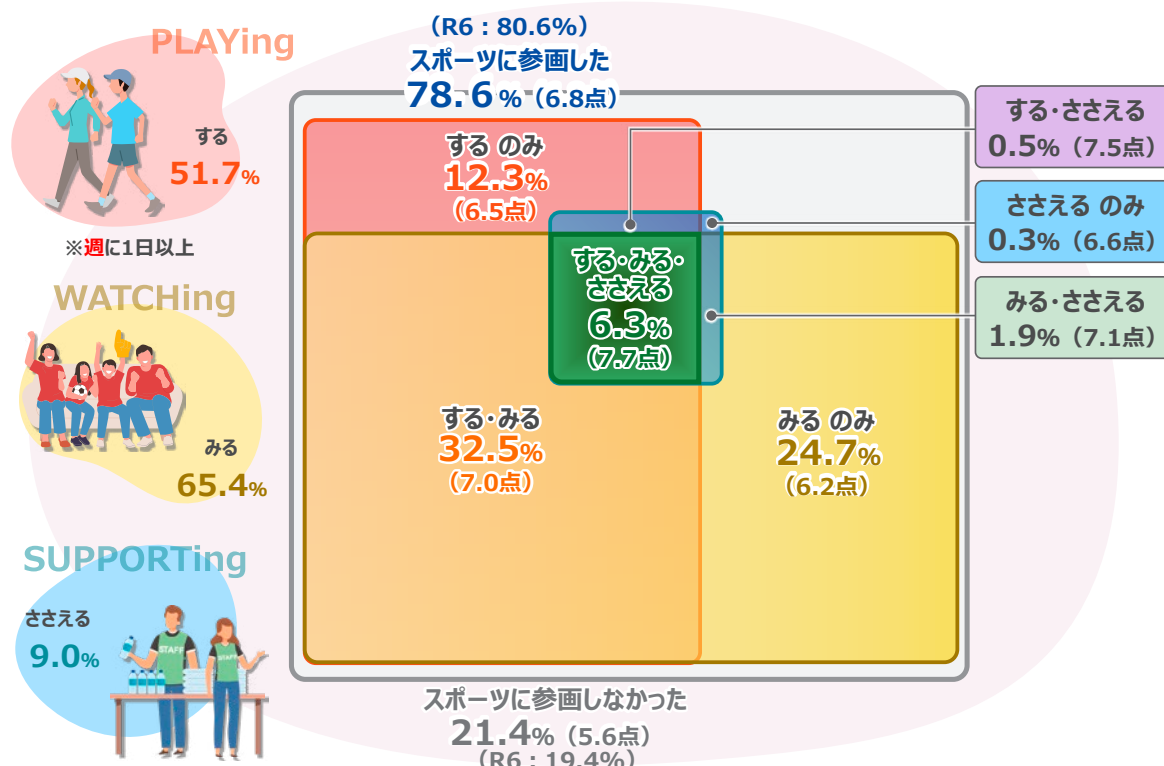
(出典)「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和7年度 スポーツ庁実施)より作成

さらにこの1年間でスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」のいずれかに参画した者の割合は78.6% (男性83.4%、女性74.4%) でした (図表2-6-5)。また、1日

30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合は、20歳以上で26.9%となっています。

図表2-6-5 「する・みる・ささえる」の割合

R7 スポーツ参画状況 (する・みる・ささえる) と幸福感 (全体：20～79歳)



※「する」の割合は、「この1年間に運動やスポーツを実施した日数」で週1日以上と回答した者の割合
 ※「みる」の割合は、「直接現地で」または「テレビやインターネットで」のいずれかを観戦した者の割合
 ※「ささえる」の割合は、「運動・スポーツをささえる活動」で「行っていない」と「わからない」を除いた割合

2 スポーツ実施促進のための施策

(1) ライフステージ等に応じた施策

こうした現状を踏まえながら、それぞれのライフステージにおいてスポーツの実施促進が図られるよう、様々な取組を進めています。

① 幼児・児童・生徒のスポーツ活動の推進

(ア) 子供の体力の現状と課題

「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、体力合計点は、6年度と比べると小中学校男女ともに向上しています。一方、体力合計点が中学校男子を除いてコロナ前の水準に至っていないことや子供の運動時間の減少傾向が続いていることなど、課題に適切に対応していくことも必要です。スポーツ庁としては、生活全体を通じて少しずつでも運動する機会を確保し、子供の頃から生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、習慣化できるよう、①幼児期からの運動習慣形成、②学校体育等を通じた運動意欲の向上、③地域における持続可能なスポーツ機会

の創出等の学校・家庭・地域における様々な取組を進めています。

(イ) 幼児期からの運動習慣の形成

幼児期からの運動習慣づくりは、子供の体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や健康寿命の延伸にも大きな影響を及ぼすものです。

そのため、スポーツ庁では、家庭や学校をはじめ、地域において、幼児及び小学校児童を対象に、発達段階に応じた運動習慣の形成に取り組むことにより、子供の体力向上を目指し、さらに、生涯にわたって運動やスポーツを継続する人が増えるよう取り組んでいます。

(ウ) 学校における体育の充実

(i) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体育の充実

学習指導要領では、小学校から高等学校までを見通した指導内容の系統化や明確化を図りつつ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力をバランスよく育むこととしています（図表2-6-6）。

図表2-6-6 体育・保健体育 指導内容の体系化

体育科・保健体育科の学習指導要領



- ◆ 体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって **心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成**
- ◆ 小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて、**4年ごとのまとまりで指導内容を体系化**
- ◆ 小学校から高等学校まで、**体育科・保健体育科の授業を1週間で3時間程度実施**

各種の運動の基礎を培う時期				多くの領域の学習を経験する時期				卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるようにする時期																	
小 学 校						中 学 校		高 等 学 校																	
1 年 生		2 年 生		3 年 生		4 年 生		5 年 生		6 年 生		1 年 生		2 年 生		3 年 生		入学年次		次の年次		それ以降			
運 動 領 域 等	体づくりの運動遊び				体づくり運動				体づくり運動				体づくり運動				体づくり運動				体づくり運動				
	器械・器具を使つての運動遊び				器械運動				器械運動				器械運動				器械運動				器械運動				
	走・跳の運動遊び				走・跳の運動				陸上運動				陸上競技				陸上競技				陸上競技				
	水遊び				水泳運動				水泳運動				水 泳				水 泳				水 泳				
	表現リズム遊び				表現運動				表現運動				ダンス				ダンス				ダンス				
	ゲーム				ゲーム				ボール運動				球 技				球 技				球 技				
													武 道				武 道				武 道				
												体 育 理 論				体 育 理 論									
保 健 領 域 等					保 健								保 健				保 健								
年 間 授 業 時 数 等	102時間	105時間	105時間	105時間	90時間	90時間	105時間	105時間	105時間	105時間				105時間				105時間				体 育 3年間で7～8単位 保 健 1単位 保 健 1単位			
必修				選択																					

体育・保健体育については、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指しています。また、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」といったスポーツとの多様な関わり方、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けるよう、学習過程の工夫を求めています。

スポーツ庁では、体育・保健体育の授業の充実を図るために、体育の授業にアスリートを派遣する取組や中学校における多様な武道等の指導の実践研究、障害の有無にかかわらず児童生徒が共に学ぶ体育授業の研究等を実施しています。

(ii) 体育活動の安全かつ円滑な実施のための取組

学校における体育活動については、事故防止対策に万全を期する必要がある、スポーツ庁では、体育活動中の事故防止に向けて、体罰やハラスメントの根絶、熱中症事故の防止等について取組の徹底を求めています。また、事故防止のための科学的な知見、全国の事故の発生状況や事例等に係る情報を共有するため、全国各地でセミナーを実施しています。

(エ) 運動部活動改革

急激な少子化の進展等により、従来のような形での部活動の実施は困難になってきています。文部科学省では、こうした厳しい状況の中でも将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、5年度から7年度を「改革推進期間」として、休日の部活動を中心とした改革を進めてまいりました。この間、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、自治体の多様な取組を支援してきました。実証事業に取り組む自治体は、5年度から年々増加し、7年度はスポーツで670、文化で251自治体に取り組んでいただくなど、「改革推進期間」の3年間で着実に部活動改革の取組が広がってきています。令和8年度以降の改革の方向性等については、7年5月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において「最終とりまとめ」がまとめられ、8年度からの6年間を「改革実行期間」とし、休日については原則全ての部活動において地域展開の実現を目指すことなどが示されました。また、その翌月にはスポーツ基本法が改正され、部活動の地域展開等の根拠となる規定（第17条の2：中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）が創設されています。

これらを受けて、文部科学省では、「改革実行期間」に向け、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものとして、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を新

たに策定しました。また、7年度補正予算及び8年度予算において、対前年度比で倍増以上となる計139億円を計上し、新たな補助金の創設により自治体の取組を総合的かつ継続的に支援することとしています。

②学生スポーツ活動の推進

大学スポーツ活動の振興を図るため、「みる」スポーツとしての潜在的価値を十分に生かす新たなムーブメントを創出するための大会の企画運営を行うモデル事業や、大学が有するスポーツ資源を有機的複合的に活用し、各地域の現況に即した課題を解決するためのモデル事業を実施しています。また、大学スポーツにおける不祥事防止のため、一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）と連携し、各国公私立大学長に対して、ガバナンス体制の強化及び学生等へのコンプライアンス教育の徹底について通知を発出するとともに、大学関係者に対して、大学スポーツにおけるインテグリティ確保の重要性について周知徹底を図っております。

③成人のスポーツ活動の推進

(ア) 企業等と連携した働き盛り世代のスポーツ実施の促進

生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「Sport in Life（スポーツ・イン・ライフ）」（生活の中にスポーツを）という姿を目指し、趣旨に賛同いただいた企業等で構成するSport in Lifeコンソーシアム（令和7年度末の加盟団体数約5,600団体）を形成・運営しています。コンソーシアムは、スポーツ推進につながる情報や資源のプラットフォームとして、加盟企業等との情報共有や連携を促すことを通じ、働き盛り世代を中心とするスポーツ実施の促進を図っています。

具体的な取組としては、スポーツ人口拡大に資する優れた取組を表彰する「Sport in Lifeアワード」、従業員のスポーツ実施に向けた積極的な取組を行う企業を認定する「スポーツエールカンパニー」制度（7年度認定企業数1,635団体）の実施、加盟企業等との連携創出イベントの実施、科学的知見の集積と普及、および活用による効果的なスポーツの実施促進を図るための調査研究（「先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究」等）などに取り組んでいます。

(イ) 地域におけるスポーツ実施の促進

各地域においてスポーツ推進が図られるよう、多くの住民が安全かつ効果的に運動・スポーツを習慣的に実施するため、地方公共団体が行う地域住民向けのスポーツ実施促進に資する取組や体制整備を支援する「運動・スポーツ習慣化促進事業」を実施しています。

④広く国民全体に向けた取組

毎年10月を「体力づくり強調月間」として、広く国民に健康・体力づくりの重要性を呼び掛けています。

また、効果的かつ継続的なスポーツ実施につながるよう、自分自身の体の状態をチェックし、改善するための身体診断「セルフチェック」の普及を図るとともに、スポーツの効果を意識して多様なスポーツの実施を促すため、目的を持ったスポーツの推進を図っています。

このほか、令和7年度からは、スポーツを活用して地域の防災力を向上させるとともに、防災とスポーツを組み合わせることでスポーツ参加を促すための取組として、「スポーツを通じた防災教育推進モデル構築事業」を実施しています。

(2) スポーツを実施するための環境整備

総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）は、地域住民が自主的・主体的に運営し、学校や公共施設などを拠点として活動する地域密着型のスポーツク

ラブです。

生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子供のスポーツ活動の場の提供、家族のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進等の地域社会の活性化に関する多様な効果も期待されています。

「令和7年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、全国の総合型クラブの育成数（創設準備中を含む）は、同年度現在で3,541クラブ、クラブ育成率（全市区町村数に対する総合型クラブが育成されている市区町村数の割合）は79.1%となっています。

公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）との連携の中、令和4年度から運用している「総合型地域スポーツクラブ登録制度」を通じて質的な充実を図るとともに、地域課題の解決に向けた取組を推進しています。また、7年度からは「総合型地域スポーツクラブ認証制度」の部活動の地域展開タイプ、8年度からは障がい者スポーツの推進タイプの運用を開始し、他のタイプについては引き続き検討しています。

第3節 スポーツにおける多様な人材の育成と女性の活躍促進

1 多様な人材の育成

(1) スポーツ指導者の資質・能力の向上

スポーツの場において、適切な資格や知見を有した指導者の養成・確保が課題になっているため、スポーツ庁では、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が実施する公認スポーツ指導者制度及び公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）が実施する公認パラスポーツ指導者制度等の理念の理解増進支援を通じて、年齢や性別など多様なスポーツニーズに対応し、スポーツの価値を脅かす体罰、暴力等を行わない資質・能力の高い指導者養成を推進しています。

(2) アスリートのキャリア形成支援

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力や価値を社会に還元することは大変重要である一方、現役時のアスリートへのキャリア形成支援の不足等の課題が指摘されています。このため、スポーツ庁では、スポーツ関係団体・大学・企業等の関係者が連携して取り組むスポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営を通じて、キャリア形成のための研修支援や人材育成、情報提供等、積極的な支援体制を構築しています。また、アスリートのキャリア形成にかかる課題抽出、キャリア教育に欠かせないアスリート特有のライフスキルの可視化や、アスリート

に限らず、スポーツ指導者やボランティアなどのスポーツ人材の活動状況の明確化等、政策に活かすための国内外の事例等を幅広く対象とした調査事業を実施しています。

2 女性の活躍推進

女性のスポーツ参画については、性年代別の女性、とりわけ30歳代～40歳代の女性のスポーツ実施率の低さ、スポーツ指導者やスポーツ団体の女性役員の割合の低さ、競技スポーツにおける女性の健康課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

「第3期スポーツ基本計画」においては、スポーツを通じた女性の活躍促進の取組として、施策目標に「女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及・啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させること」等を掲げています。

女性のスポーツ実施率の向上については、運動が女性の健康維持増進にもたらす調査結果や、「オリジナルダンス」や「ながら運動」の動画の配信、手軽にできる運動情報等を「女性のスポーツ参加サポートページ」としてウェブサイト^{*3}に取りまとめて掲載しています。

スポーツ団体の女性役員比率の向上については、「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）」を踏

*3 参照：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop11/list/jsa_00040.html

また女性理事割合の引上げを各スポーツ団体に促すとともに、女性役員候補とスポーツ団体とのマッチング支援等を実施しています。国際競技力向上に向けては、健康課題

等を解決するためのスポーツ医・科学を活用した支援のほか、妊産期・育児期のアスリートがライフイベントに左右されずに競技を継続するための支援も実施しています。

第4節 パラスポーツの振興

1 パラスポーツの環境整備

令和7年に改正されたスポーツ基本法により、障害の有無等にかかわらず、スポーツを身近に親しむことができる社会の実現を図ることが明確に位置づけられました。

令和7年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」によると、障害のある人（20歳以上）の週1日以上の運動・スポーツ実施率は35.0%と、近年は伸びが緩やかなものの着実に実施率は向上しています。同調査では、週1日未満の実施者の、運動・スポーツの実施の障壁を調査しており、「運動・スポーツができる場所がない」「施設がバリアフリーでない」といった回答は3%程度であり、「体力がない」といった回答が42.0%となっています。

スポーツ庁では、広く日本の各地でパラスポーツ活動の機会が創出されるよう、地方公共団体や都道府県・指定都市パラスポーツ協会、同パラスポーツ指導者協議会、パラスポーツ競技団体等に対し、スポーツ活動の場づくりや体制の強化等の構築に必要な支援を実施しています。

障害のある子供・若者が運動・スポーツ活動に継続して親しめるよう、特別支援学校等を拠点とするクラブチームや総合型地域スポーツクラブ、社会福祉施設等、多様な地域資源と連携した運動部活動ができる環境の整備や特別支援学校等の全国規模の競技会の開催支援に取り組んでいます。

2 全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手がスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を推進することを目的としたパラスポーツの全国的な祭典です。文部科学省、日本パラスポーツ協会、開催県の3者が主催しており、国民ス

ポーツ大会終了後に、同じ開催地で行われています。

令和7年度は滋賀県で開催され、全国の都道府県・政令市の代表が参加し、正式競技14競技に選手が3,357人、役員が2,686人参加されました。8年度は、青森県で開催される予定です。

3 デフリンピック競技大会

2025（令和7）年11月15日（土）～26日（水）にかけて東京都、静岡県、福島県において「夏季デフリンピック競技大会東京2025」（以下、東京2025デフリンピック）が開催されました。

デフリンピック競技大会は、国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）の主催で4年に一度世界的規模で行われる聴覚障害者のための総合スポーツ競技大会で、夏季大会と冬季大会が開催されています。

今回開催された東京2025デフリンピックは、1924年のパリ大会から数えて100周年となる記念すべき大会であり、世界79の国と地域から2,943名の選手が参加しました。会場には多くの観戦客が駆け付け、連日大きな盛り上がりを見せました。

4 スペシャルオリンピックス世界大会

スペシャルオリンピックス世界大会は、4年に一度行われる知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は、1968（昭和43）年、冬季大会は1977（昭和52）年からそれぞれ開催されており、2023（令和5）年6月にはドイツのベルリンで夏季大会が開催され、日本からは73名の選手が参加しました。2025（令和7）年3月はイタリアのトリノで冬季大会が開催されました。

第5節 スポーツの成長産業化

スポーツの持続的な発展のためには、官民連携による取組の促進によりスポーツへの民間投資を呼び込むとともに、プロスポーツ等と地域スポーツの一層の連携により、人材や資金が循環する仕組みを創出することも重要です。スポーツの成長産業化に向けて、地域活性化の核となるス

タジアム・アリーナ改革やそれを更に発展させたスポーツコンプレックスの推進、スポーツイベントにおいて高付加価値な体験を提供するスポーツホスピタリティの普及・発展、スポーツDXの推進、他産業との融合を促進するオープンイノベーション等の取組を進めています。

1 スポーツコンプレックスの推進

スタジアム・アリーナは、地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設です。その潜在力を最大限発揮させるため、これまでスポーツ庁では、相談窓口の設置、構想・計画の策定支援、スタジアム・アリーナ改革のモデルとなる施設の選定（令和2年度から合計21拠点選定）等に取り組んできました。加えて7年度は、既存のスタジアム・アリーナやプロスポーツ等の活用・連携によるスポーツコンプレックスの実現・発展に資するまちづくりと連携した取組等への支援や、「スポーツコンプレックス」について概念の整理や類型化等を行いました。

2 スポーツホスピタリティの推進

スポーツ庁では、新たな観戦スタイル、特別な体験、充実した飲食等のサービス等の提供を行い、スポーツ観戦を高付加価値化するスポーツホスピタリティを我が国に拡大させる取組を行っており、令和6年度は、サービス提供の実施に向けたガイドブックを作成しました。7年度は、ガイド・手引き等の活用研修会、専門家・講師派遣による実務指導等を通じた、スポーツホスピタリティの実践に向け

た普及事業を推進するとともに、スポーツホスピタリティサービスによる市場拡大の効果等の調査事業を実施しています。

3 スポーツの場におけるDXの推進

テクノロジーの活用は、時間や場所等の制限を超えたスポーツの新しい楽しみ方の創出やサービスの多様化など新しい収益源としてスポーツの成長産業化へ寄与することが期待されており、スポーツ庁では、令和7年度の取組として、スポーツを核としたビジネス拡大・まちづくりを進めるため、スポーツコンプレックスの有効活用やイノベーションに資するテクノロジーの活用支援を行いました。

4 スポーツオープンイノベーションの推進

スポーツ界が有するデータや権利等の多様なリソースと他産業や学術機関等が有する技術・ノウハウ等の連携により、新たな財・サービスの創出や拡大を促進するスポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）の構築を推進しています。

第6節 スポーツを通じた地域活性化

1 地域のスポーツ施設の整備・運営

地域住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる場として、地域のスポーツ施設は重要な役割を果たしています。スポーツ庁では、施設の老朽化や財政の制約等に伴う地域住民のニーズに対応していくため、引き続き学校施設環境改善交付金等による社会体育施設・学校体育施設に対するハード面の支援を行いました。そのほか、学校体育施設や公園等のオープンスペースを含む既存ストックの有効活用や、地域の核となりうるスポーツ施設の整備・運営の促進など、ソフト面の取組も進めました。

また、まち全体でスポーツに親しめるような場のあり方を探るため、引き続き「スポーツ・健康まちづくりデザイン学生コンペティション」を開催し、学生からのアイデアやデザインを募集・表彰するなど、地域のスポーツ環境の量的・質的充実を図っています。

2 国立スポーツ施設の活用

2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開閉会式及び陸上競技の会場としても利用された国立競技場は、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、

高校生や大学生などの全国大会、地域や学校等のスポーツイベントなどが開催されるスポーツ振興の中核的な拠点として活用されています。2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会のレガシーに広く国民が触れられる機会の創出や日々人々が集い、賑わいを提供できる場として国民に長く愛されるナショナルスタジアムを目指し、利活用の促進を図っています。

また、国立競技場に近接する秩父宮ラグビー場では、ラグビーの国際試合、日本選手権、リーグワン、大学選手権などの利用に供するとともに、1964年東京オリンピックの水泳とバスケットボールの会場として1964年に竣工した国立代々木競技場では、第一体育館、第二体育館において各種スポーツのトップリーグのほか国際大会や国内大会などが開催されるとともに、室内水泳場やフットサルコートにおいて各種教室やイベントを開催するなど、国民の幅広いスポーツ利用に供しています。

3 スポーツツーリズム振興に向けた取組

スポーツ庁では、自然や文化芸術等の地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむスポーツツーリズムのコンテンツ創出を支援しています。令和7年度は、武道等の

テーマ別に5件のコンテンツ創出を支援するとともに、コンテンツと連携したデジタルプロモーション等を実施しました。また、武道ツーリズムのプロモーションの一環として体験イベントの開催や海外で開催される旅行博への出展等を実施しました。そのほか、「スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定」に基づいて、「スポーツ文化ツーリズムアワード2025」において6団体の取組を表彰しました。

4 地域活性化の担い手となる地域スポーツ コミッションへの支援

スポーツ庁では、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、スポーツによるまちづくり推進の担い手組織である「地域スポーツコミッション」が持続可能な組織としての成長へつながる

よう、「経営の安定化」「人材の育成・確保」に関する取組をモデル的に支援しており、令和7年度は9件の取組を支援しました。地域スポーツコミッションは、各地でスポーツツーリズムの推進、大会や合宿・キャンプの誘致、地域住民向けの健康増進等の活動を行っており、同年10月現在では、211団体の設置が確認されております。

5 スポーツ・健康まちづくりの全国展開

スポーツによるまちづくりに積極的に取り組もうとする自治体を後押しするため「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰（スポまち！表彰）」を開催しました。令和7年度は18自治体を表彰し、表彰自治体の中から特色ある取組計画の自治体に対し特別賞を授与しました。「スポーツ・健康まちづくり」に取り組む自治体は増加しており、全国に着実な広がりを見せています。

第7節 スポーツを通じた国際交流・協力

1 国際交流・協力の推進

スポーツ庁では、「Sport for Tomorrow」事業をはじめ、スポーツを通じた社会課題の解決に向け、各国との連携強化のための政策対話や共同事業の実施等、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。



Sport for Tomorrow
「ASEAN スポーツ指導者育成システム構築のためのワークショップ」

また、国際スポーツ界における我が国の影響力の向上と

スポーツによる国際社会の発展への貢献を図るため、国際競技連盟（IF）等の日本人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材育成、国内外のネットワークの強化等の支援を行っています。

さらに、スポーツ産業分野では、国際展開を促進するプラットフォーム「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」を運用し、企業・団体間のネットワーク構築や国際スポーツビジネス会議への出展支援等を行っています。

2 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化等にも大きく寄与することから、スポーツ庁では、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。2026（令和8）年には、第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会、2027年（令和9）年には、ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催が予定されています。

第8節 国際競技力の向上

1 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な 人材育成や環境整備

スポーツ庁では、「第3期スポーツ基本計画」及び「持

続可能な国際競技力向上プラン」を踏まえ、関係機関と連携しつつ、我が国の国際競技力向上に向けた支援や環境整備に取り組んでいます。

(1) 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

オリンピック競技・パラリンピック競技について、中央競技団体（NF）による選手強化活動（強化合宿、コーチ等設置など）に対する国の助成金の額を拡充し、支援の充実を図るとともに、日本スポーツ振興センター（JSC）、日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラスポーツ協会（JPSA）日本パラリンピック委員会（JPC）からなる協働チームによる協働コンサルテーションを実施し、NFが策定する強化戦略プランの実効化に向けた多面的な支援を行っています。各NFの強化戦略プランは、協働チーム並びに外部有識者によって評価され、国はその評価結果を各種事業の資金配分に活用しています。

アスリートの発掘・育成・強化の取組は、NFだけでなく、地方公共団体、その他関係機関等、様々なところで行われています。より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、NFや地方公共団体等の取組の有機的な連携が図られるよう、NFにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を支援しています。

(2) スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

我が国のスポーツ医・科学支援、研究及びトップアスリートのトレーニング中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）を中心に、アスリートへのスポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を実施しているほか、HPSCでのトレーニングが困難な競技については、既存のスポーツ施設をナショナルトレーニングセンター（NTC）競技別強化拠点^{*4}に指定することで、アスリート支援の充実に取り組んでいます。

さらに、国際総合競技大会において、現地にサポート拠点を設置し、試合直前までアスリートを支える環境を構築

するための取組を行っています。

令和5年度からは、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、地域と一体となって、スポーツ医・科学支援を受けられる環境の整備を進めています。

(3) 全てのアスリートが安心して競技活動に専念できる環境の確保

スポーツ庁では、世界を舞台に日本を代表して戦うトップアスリートをSNS上の誹謗中傷等から守るべく、JOC・JPSAが協働して行う啓発活動やアスリートへの伴走支援等の取組を支援しています。

また、女性アスリートへの支援として、医・科学サポート等を活用した健康的な競技環境の充実や、相談窓口の設置、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊産期・育児期の支援プログラムの拡充等を行っています。さらに、これまでの研究成果やノウハウなどの情報を誰もが簡便に利活用できるようオンラインプラットフォームの整備・拡充にも取り組んでいます。

(4) 国民スポーツ大会の開催

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力の向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年都道府県対抗方式によって開催される国内最大の総合スポーツ大会です。文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）、開催地の都道府県が共同で国民スポーツ大会を主催しています。令和7年は、第79回冬季大会（岡山県、群馬県、秋田県）と第79回本大会（滋賀県）を合わせて40競技が実施され、約2万4,000名の都道府県代表選手・監督が天皇杯（男女総合成績第1位）・皇后杯（女子総合成績第1位）を目指して競い合いました（図表2-6-7）。

図表2-6-7 国民スポーツ大会（令和7年）競技種目及び選手・監督数

季別（開催県）	正式競技	公開競技
冬季大会 （岡山県、群馬県、秋田県）	3競技 スケート、アイスホッケー、スキー 2,700名	なし
本大会（滋賀県）	37競技 陸上競技、水泳等 21,022名	7競技 綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、武術太極拳 2,103名
計	40競技 23,722名	7競技 2,103名

令和7年3月21日、JSPOに設置された「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」において提言

が取りまとめられ、本提言を受け、同年9月1日、JSPOにおいて具体的検討を進める組織として「国スポ改革タス

*4 令和8年4月時点：43か所

クフォース」が設置されました。当該タスクフォースには、全国知事会及び文部科学省も参画し、「魅力ある持続

可能な大会」の実現に向け、今後の国民スポーツ大会の在り方について検討を進めることになりました。

第9節 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値向上

1 スポーツ・インテグリティの確保

(1) スポーツ団体のガバナンス強化、コンプライアンスの徹底

「見る人々を感動させ、国民に勇気や感動を届ける」というスポーツが持つ価値を実現していくためには、その前提として、スポーツの普及・振興等の重要な担い手であるスポーツ団体が適切に運営されていることが重要です。しかしながら、これまでに様々な競技において、スポーツ団体の組織運営上の問題や指導者による暴力行為等に起因した問題事案が発生しています。スポーツ庁では、令和元年に、スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示す「スポーツ団体ガバナンスコード」（以下「コード」という。）を策定し、統括団体による中央競技団体（NF）へのコードに基づく適合性審査を実施する等、関係機関と連携し、スポーツ・インテグリティの確保に取り組んできました。

令和5年度には、コードに基づく全NFへの適合性審査が一巡したことから、これまでの取組の成果・課題等を踏まえコードの改定を行い、6年度から二巡目の適合性審査を行っています。引き続き、統括団体等と共にスポーツ団体への周知を行い、適正なガバナンスの確保に向けた取組を進めていきます。

(2) 国際競技大会のガバナンスの確保

国際競技大会の透明性や公正性を確保するためには、大会を運営する組織のガバナンス確保が重要です。令和5年3月に「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」を策定しており、6～7年度は本指針の内容等を解説する動画の作成等を通じて関係者への周知を進めています。今後も、大会のガバナンス確保に向けた取組を進めていきます。

(3) スポーツを行う者の権利・権益の保護

スポーツ・インテグリティの確保のためには、スポーツを行う者の権利・利益の保護も重要です。

スポーツ団体の決定は全ての競技者の活動に関わることから、広く公共性が求められ、その決定の際には全ての競技者にとって適正かつ公平な措置が必要です。競技団体の代表選手選考や競技資格停止処分などをめぐる紛争解決の手段として、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁・調停があり、スポーツ団体のスポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況は83.8%（令和7年）と近年着実に増加しています。スポーツ紛争の迅速かつ適正な解決に向けた更なる体制整備のため、スポーツ庁では、スポーツ仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人・調停人等のスポーツ仲裁に関わる専門的人材の育成に向けた支援に取り組んでいます。

2 ドーピング防止体制の推進

我が国では、2006（平成18）年12月26日にユネスコの「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を締結し、世界ドーピング防止機構（WADA）のアジア地域を代表する理事国・執行委員国として、国際的なドーピング防止活動に率先して取り組んでおり、国際的に見ても我が国のドーピング防止規則違反確定率は低い状態を維持しています。

スポーツ庁では、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）との連携を図りつつ、アスリート等に対するドーピング防止教育、ドーピング検査技術の研究開発などに積極的に取り組むとともに、ドーピング防止の知見等を活用し、スポーツにおける医薬品の不適切使用防止に関する一般向けの啓発活動を推進しています。今後も、関係団体と連携し、スポーツの価値を守るため、クリーンでフェアなスポーツの実現に努めていきます。

ミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の結果について

イタリアのミラノ・コルティナを中心に、ミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました（オリンピック：2026 年 2 月 6 日～2 月 22 日、パラリンピック：2026 年 3 月 6 日～3 月 15 日）。史上初の 2 都市共催となった本大会には、日本から、オリンピックに選手 121 名、監督・コーチ等 162 名の計 283 名、パラリンピックに選手 44 名、監督・コーチ等 57 名の計 101 名が参加しました。

オリンピックでは、8 競技 116 種目が実施され、日本は金メダル 5 個（過去最多タイ）を含む 24 個のメダル、48 の入賞を記録し、いずれも過去最多となりました。特にフィギュアスケートのペアでは世界歴代最高点をマークし日本史上初となる金メダルを獲得するなど、日本選手が活躍する競技領域の広がりがみられました。また、冬季女性アスリートメダル数（※男女混合種目除く）も過去最多

となる 10 個を獲得し、女性アスリートの躍進もみられました。

パラリンピックでは、6 競技 79 種目が実施され、経験豊富な選手が安定した成績をおさめた結果、4 個のメダル獲得、28 の入賞を達成しました。冬季パラリンピックが始まって 50 周年の記念大会となった本大会で、日本の冬季パラリンピックメダル獲得数も通算 100 個を超えました。

2026 年には「愛知・名古屋 2026 アジア・アジアパラ競技大会」が、2028 年には「ロサンゼルス 2028 オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されます。スポーツ庁としては、これらの国際競技大会で日本代表選手団が活躍できるよう、引き続き我が国の国際競技力向上に向けて取り組んでいきます。



パラアルペンスキー・村岡桃佳選手
（写真提供：フォート・キシモト）



フィギュアスケートペア・三浦璃来選手・木原龍一選手
（写真提供：フォート・キシモト）